第三級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　明るい青味緑色
模様
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第四級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　明るい茶色
模様
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第五級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　鈍い黄緑色
模様
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第六級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　薄い緑味青色
模様
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第七級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　鈍い橙色
模様
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第八級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　鈍い青色
模様
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第九級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　灰味青紫色
模様
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第十級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　薄い紫色
模様
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第十一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　淡い紫色
模様
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

○農林水産省告示第四百七十二号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十六年四月二十七日と定め、公示する。

平成二十六年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

第一の一の㈡のイの表北海道の項中「きたくりん」の下に「、北瑞穂」を加え、同表青森県の項中「ねばりゆき」の下に「、ひとめぼれ」を加え、同表岩手県の項中「かけはし」の下に「、きらほ」を、「ひとめぼれ」の下に「、ほむすめ舞」を加え、同表宮城県の項中「キヌヒカリ」の下に「、金のいぶき」を、「五百川」の下に「、ササシグレ」を加え、同表秋田県の項中「秋田六三号」の下に「、秋のきらめき」を、「キヨニシキ」の下に「、金のいぶき」を、「たかねみのり」の下に「、つぶぞろい」を加え、「、東北胚二〇二号」を削り、同表山形県の項中「ミルキークイーン」の下に「、山形九五号」を加え、同表福島県の項中「瑞穂黄金」の下に「、みつひかり」を加え、同表茨城県の項中「ふくまる」の下に「、ほしじるし」を加え、同表栃木県の項中「ひとめぼれ」の下に「、ほしじるし」を加え、同表埼玉県の項中「彩のみのり」の下に「、新生夢ごこち」を加え、同表富山県の項中「あきたこまち」の下に「、あきだわら」を加え、同表長野県の項中「秋晴」を「あきだわら」に改め、「、みずほの輝き」及び「、夢いっぱい」を削り、同表岐阜県の項中「及び夢ごこち」を「、夢ごこち及び夢の華」に改め、同表滋賀県の項中「、新生夢ごこち、内助の功及び「、夢いっぱい」を削り、同表兵庫県の項中「中生新千本」の下に「、にこまる」を加え、同表広島県の項中「コシヒカリ」の下に「、中国二〇一号」を加え、同表佐賀県の項中「ふくいずみ」の下に「、ホシユタカ」を加える。

第一の一の㈡のロの表北海道の項中「きたのむらさき」の下に「、きたふくもち」を加え、同表鹿児島県の項中「さつま赤もち」の下に「、さつま絹もち」を加える。

第一の二の㈡のハの表北海道の項中「吟風」を「きたしずく、吟風」に改め、同表青森県の項中「古城錦」を「青系酒一八四号、古城錦」に改める。